

介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が新たに創設されました。当該加算算定のために介護サービス事業者は「見える化」を行う必要があります。

○見える化要件とは

算定要件の一つである「見える化」とは特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、特定処遇改善加算の取得状況や賃金以外の待遇の改善、職場環境の改善に関する具体的な取り組みを公表することです。

・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）を算定

・職場環境要件の提示について

当事業所では下記のような取り組みを行っております

	職場環境要件項目及び 当事業所としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境 処遇の改善	新人介護職員の早期離脱防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度 導入 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減

令和元年10月1日

介護老人保健施設 ハートケア市川